うるま市下水道事業告示第５号

　うるま市下水道施設の無償譲渡要綱を次のように定める。

　　令和３年１０月１日

うるま市下水道事業

うるま市長　中村　正人

　　　うるま市下水道施設の無償譲渡要綱

　（趣旨）

第１条　この告示は、うるま市（以下「市」という。）に下水道施設（汚水を排除するために設けられる排水管及びその他の排水施設であって、うるま市下水道事業会計規程（令和２年うるま市下水道事業規程第２号）第５５条に規定する固定資産であるものに限る。以下同じ。）を同規程第６０条の規定により譲渡することに関し必要な事項を定めるものとする。

　（譲渡施設の条件）

第２条　市に譲渡する下水道施設（以下「譲渡施設」という。）は、無償で譲渡するものとし、次に掲げる条件に適合していなければならない。

（１）　譲渡施設の工事を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、うるま市公共下水道の施設に関する工事等の取扱要領に基づく事前協議を実施し、及び関係機関と協議を行い事前協議書の写しを提出すること。

（２）　下水道法（昭和３３年法律第７９号）第４条第１項に規定する公共下水道設置の事業計画を定めている区域（以下「事業計画区域」という。）内に設置されたものであること。ただし、譲渡施設が汚水管渠の場合であって、供用がなされている公共下水道に汚水を排出する場合は、この限りでない。

（３）　計画排水の量（各排出者から譲渡施設に排出される単位時間当たりの最大排水量をいう。）が公共下水道の施設能力に支障を及ぼさないものであること。

（４）　都市の持続的かつ健全な発展、公衆衛生の向上及び公共用水域（水質汚濁防止法（昭和４５年法律第１３８号）第２条第１項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）の保全に寄与するものであること。

（５）　公共用水域の水質の保全に資するものであること。

（６）　次条に定める譲渡施設の構造基準に適合するものであること。

（７）　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条に規定する道路又は建築基準法施行規則（建設省令第４０号）第１０条の３第１項第１号に規定する道路（以下「道路」という。）に設置され、容易に維持管理を行うことができるものであること。ただし、市長が譲渡施設の維持管理を行う上で必要と認める用地及び附属構造物を合わせて譲渡する場合は、この限りでない。

（８）　前号の道路に、所有者（国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）の権利がある場合は、次に掲げる事項について、所有者の承諾を得ているものであること。

ア　当該道路へ譲渡施設管理のため、区分地上権を設定すること。

イ　譲渡施設を損傷する行為及び維持管理に支障を来す行為並びに第三者が公共下水道を利用することを妨げる行為を一切行わないこと。

ウ　譲渡施設を設置している土地の管理者は、当該土地の所有者の責任において行うこと。

エ　譲渡施設による土地の占用については、全て無償とすること。

オ　譲渡施設の譲渡後に、市が行う当該譲渡施設の点検、修繕工事等に際し、当該土地の使用を認めること。

カ　当該土地の所有権を他人に譲渡し、又は新たな権利を設定しようとするときは、その譲受人又は権利を取得する者に対し、アからオまでに掲げる事項についてその承諾を継承させること。

（９）　市に譲渡する施設及び譲渡後に市が当該譲渡施設の点検、修繕工事等を行うことについて、譲渡施設の利害関係人（譲渡施設の取付管が整備された土地の所有者をいう。以下同じ。）から同意を得ているものであること。

　（１０）　譲渡施設が汚水管渠の場合は、公共下水道に接続するものであること。

　（譲渡施設の構造基準）

第３条　譲渡施設の構造基準については、次に掲げる告示及び要領を遵守すること。

（１）　うるま市開発行為指導要綱（平成１７年うるま市告示第１０７号）

（２）　うるま市公共下水道の施設に関する工事等の取扱要領

　（譲渡の時期及び対応）

第４条　次条の規定による申請は、原則として、施設の完成後遅滞なく行わなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、施設の完成後やむを得ない理由により期間を要した後において次条の規定による申請を行おうとするものは、申請の前に、管渠の清掃及び管渠内のカメラ調査を実施し、損傷、漏水等の不具合がないことを市に示し、その確認を受けなければならない。

３　前項の調査で不具合が発見された場合は、その対応について市と協議を行い、修繕等必要な措置を講じた上で、申請するものとする。

　（申請）

第５条　譲渡施設の所有者は、当該譲渡施設を市に譲渡しようとするときは、正副２通の、下水道施設の無償譲渡申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて、下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）へ提出しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認める場合は、添付書類の一部を省略することができる。

（１）　譲渡施設を設置している土地の所有者の、区分地上権登記承諾書（様式第２号）

（２）　譲渡施設を設置している土地の所有者の、下水道施設の無償譲渡に係る承諾書（様式第３号）

（３）　前２号の土地の所有者の印鑑登録証明書

（４）　第１号及び第２号の土地の登記簿謄本及び公図の写し

（５）　譲渡施設の利害関係人の同意書（様式第４号）

（６）　譲渡施設の位置図、平面図、縦断面図、横断面図、構造図及びしゅん工図書並びに工事検査合格通知書の写し

（７）　その他管理者が必要と認める書類

　（審査及び通知）

第６条　管理者は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、第２条各号に適合していると認めるときは、下水道施設の無償譲受決定通知書（様式第５号）により、当該申請をした者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

　（取下げ）

第７条　申請者は、前条の規定による通知を受ける前に、第５条に規定する申請を取り下げようとするときは、下水道施設の無償譲渡申請取下届（様式第６号）を管理者に提出しなければならない。

　（契約不適合責任）

第８条　譲渡施設の契約不適合責任の期間は、第６条の規定による通知をした日から２年とする。ただし、故意又は重大な過失があった場合は１０年とする。

　（第三者に対する責任）

第９条　下水道施設の譲渡に関して、市と第三者との間で紛争が生じた場合は、申請者が責任をもって解決するものとする。

　（補則）

第１０条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附　則

この告示は、令和３年１０月１日から施行する。

様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

うるま市下水道事業

（宛先）うるま市長

〒

申請者　住　　所

　　　　氏　　名　　　　　　　㊞

電話番号

下水道施設の無償譲渡申請書

　次のとおり、下水道施設を譲渡したいので、うるま市下水道施設の無償譲渡要綱第５条の規定により申請します。

１　下水道施設の名称及び種類

２　下水道施設の所在地とその土地の譲渡の有無

３　譲渡の理由

４　下水道施設の内容

５　下水道施設の時価見積額（別紙詳細書類を添付）

６　添付書類

1. 下水道施設を設置している土地に区分地上権を登記する場合は土地の所有者の、区分地上権登記承諾書（様式第２号）
2. 下水道施設を設置している土地に所有権がある場合は土地の所有者の、下水道施設の無償譲渡に係る承諾書（様式第３号）
3. 前２号の土地の所有者の印鑑登録証明
4. 第１号及び第２号の土地の登記簿謄本及び公図の写し
5. 譲渡施設の利害関係人の同意書（様式第４号）
6. 下水道施設の位置図、平面図、縦断面図、横断面図、構造図及びしゅん工図書並びに工事検査合格通知書
7. その他管理者が必要と認める書類

様式第２号（第５条関係）

年　　月　　日

うるま市下水道事業

（宛先）うるま市長

〒

申請者　住　　所

氏　　名　　　　　　　㊞

電話番号

区分地上権登記承諾書

　下記の土地に下水道施設を敷設しましたので、市に下水道施設の無償譲渡を行うため、区分地上権登記することを承諾します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 土　地　の　所　在 | 地　目 | 地　籍（㎡） |
|  |  |  |
|  |  |  |

様式第３号（第５条関係）

年　　月　　日

うるま市下水道事業

（宛先）うるま市長

〒

申請者　住　　所

　　　　氏　　名　　　　　　　㊞

電話番号

下水道施設の無償譲渡に係る承諾書

　次の土地に設置している下水道施設について、市に無償で譲渡するに当たり次の事項を承諾し遵守します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 土　地　の　所　在 | 地　目 | 地　籍（㎡） |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

１　下水道施設を損傷する行為及び維持管理に支障を来す行為並びに第三者が公共下水道を利用することを妨げる行為を一切行わないこと。

２　下水道施設を接地している土地の維持管理は、土地所有者の責任において行うこと。

３　下水道施設による土地の占用については、全て無償とすること。

４　下水道施設の譲渡に伴い、市が行う当該施設の点検、修繕工事等に際し、当該土地の使用を認めること。

５　当該土地の所有権を他人に譲渡し、又は新たな権利を設定しようとするときは、その譲受人又は権利を取得する者に対し、この承諾内容を継承させること。

様式第４号（第５条関係）

年　　月　　日

うるま市下水道事業

（宛先）うるま市長

〒

申請者　住　　所

　　　　氏　　名　　　　　　　㊞

電話番号

譲渡施設の利害関係人の同意書

　次の下水道施設を市に無償譲渡すること及び譲渡後に市が下水道施設の点検、修繕工事等を行うことについて、異議なく同意します。

１　下水道施設の所在地

２　下水道施設の内容

３　下水道施設利害関係人

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 下水道が整備された  土　地　の　所　在 | 左欄の土地の所有者 | | | |
| 氏　名 | 住　所 | 持分 | 印 |
|  |  | 〒  TEL | / |  |
|  |  | 〒  TEL |  |  |
|  |  | 〒  TEL |  |  |
|  |  | 〒  TEL |  |  |

様式第５号（第６条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　様

うるま市下水道事業

うるま市長

下水道施設の無償譲受決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のありました下水道施設の無償譲渡については、審査の結果、次のとおり無償譲受することを決定しましたので、うるま市下水道施設の無償譲渡要綱第６条の規定により通知します。

１　下水道施設の名称及び種類

２　下水道施設の所在地

３　下水道施設の内容

４　特記事項

1. 譲渡施設の契約不適合責任の期間は、この通知の日から２年とする。ただし、故意又は重大な過失があった場合は、１０年とする。
2. 下水道施設の無償譲渡に関して、うるま市と第三者との間で紛争が生じた場合は、申請者が責任をもって解決すること。

様式第６号（第７条関係）

年　　月　　日

うるま市下水道事業

（宛先）うるま市長

〒

申請者　住　　所

　　　　氏　　名　　　　　　　㊞

電話番号

下水道施設の無償譲渡申請取下届

　　　　　年　　月　　日付けで提出した下水道施設の無償譲渡申請書において、うるま市　　　　　　　　　　番地　　　の下水道施設を無償譲渡する予定でありましたが、都合により取り下げたいので、うるま市下水道施設の無償譲渡要綱第７条の規定により提出します。

　なお、当該下水道施設は私設であることを改めて確認し、管理は所有者の責任で行い

ます。